就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府文部科学省厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （法附則第二項の主務省令で定める基準） **第三条**　法附則第二項の主務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のいずれにも該当する市町村であること。 イ　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）又は同法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。以下この号において単に「教育・保育給付認定保護者」という。）の当該申込みに係る子どもであって特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数が百人以上であること。 (1)～(4)　略 ロ　［略］ 二　［略］	**附　則** （法附則第二項の主務省令で定める基準） **第三条**　法附則第二項の主務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のいずれにも該当する市町村であること。 イ　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。以下この号において単に「教育・保育給付認定保護者」という。）の当該申込みに係る子どもであって特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数が百人以上であること。 (1)～(4)　同上 ロ　［同上］ 二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。